

資料－1. 主要な災害対策関係法令

※災害に強い水産地域ガイドライン 関連ページ：p. I-4, 12, II-6

1. 水産関係法令における漁業地域の防災に関する位置付け

(1) 水産基本法

第一条 目的

この法律は、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

第二条 水産物の安定供給の確保

水産物は、健全な食生活その他健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な水産物が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

第十二条 食料である水産物の安定供給の確保

食料である水産物の安定的な供給の確保に関する施策については、食料・農業・農村基本法及びこの節に定めるところによる。

第三十条 漁村の総合的な振興

国は、水産業の振興その他漁村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 国は、地域の水産業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい漁村とするため、地域の特性に応じた水産業の基盤の整備と防災、交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

(2) 水産基本計画

第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進

6 防災・減災、国土強靱化への対応

気候変動等による災害の頻発化・激甚化、今後の南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震・津波の発生の切迫に対し、漁業地域の安全・安心を確保し、災害発生後においては、漁業活動をはじめとした地域の水産業の可能な限りの継続または早期の再開を図る必要がある。このため、漁業地域において、災害発生に備えた事前の防災・減災対策、災害発生後の円滑な初動対応や漁業活動の継続に向けた支援等を推進するとともに、老朽化が進む漁港施設等の機能を確保するため以下の対策に取り組む。

(1) 事前の防災・減災対策

漁業地域の安全・安心の確保のため、今後発生が危惧される大規模地震・津波の被害想定や気候変動による水位上昇の影響等の設計条件の点検・見直しを推進し、持続的な水産物の安定

供給に資する漁港施設の耐震化・耐津波化・耐浪化や浸水対策を推進する。また、緊急物資輸送等の災害時の救援活動等の拠点となる漁港や離島等の生活航路を有する漁港の耐震・耐津波対策を推進する。

さらに、漁港の就労者や来訪者、漁村の生活者等の安全確保のため、避難路、避難施設の整備や避難・安全情報伝達体制の構築などの避難対策を推進する。

(2) 災害からの早期復旧に向けた対応

災害発生後の迅速な被害状況把握のため、国と都道府県・市町村、関係団体との情報連絡体制の強化、ドローンをはじめとする ICT 等の新技術の活用を図るとともに、災害時の円滑な初動対応に向け、漁港管理者と建設関係団体の間、さらには、漁協等漁業関係者も含めた災害協定締結を促進する。

災害復旧要員が不足している市町村をはじめとした地方公共団体を支援するため、MAFF-SAT の派遣体制を確立し、災害時のニーズに応じて積極的に派遣する。さらに、災害復旧の早期化を図るとともに、改良復旧についても推進する。

災害時に地域の水産業の早期再開を図るため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を対象とした広域的な事業継続計画の策定を推進する。また、水産業従事者の経営再開支援に向け、災害の発生状況及び地域の被害状況に応じて、支援策の充実や柔軟的な運用を行う等、きめ細かい総合的な支援を図る。

(3) 持続可能なインフラ管理

老朽化により機能低下が懸念される漁港施設等のインフラは、水産業や漁村の振興を図る上で必要不可欠であることから、これら施設の機能の維持・保全が図られるよう、「水産庁インフラ長寿命化計画（令和3年3月改訂）」に基づき、これまでの事後保全型の老朽化対策から、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する予防保全型の老朽化対策に転換を図るとともに、新技術を積極的に活用する等により、ライフサイクルコストの縮減に努めつつ総合的かつ計画的に長寿命化対策を推進する。

V 東日本大震災からの復旧・復興及び原発事故の影響克服

1 地震・津波被災地域における着実な復旧・復興

地震・津波被災地域では、漁港施設、水産加工施設等の水産関係インフラの復旧はおおむね完了しているが、サケ、サンマ及びスルメイカといった被災地において依存度の高い魚種の長期的な不漁もあり、被災地の中核産業である漁業の水揚げの回復や水産加工業の売上げの回復が今後の課題となっている。

そのため、漁場のがれき撤去等による水揚げの回復や水産加工業における販路の回復・開拓、加工原料の転換等の取組を引き続き支援する。

(3) 漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針

I. 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

3. 災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

東日本大震災においては、東北地方太平洋沿岸の漁港・漁村を中心に壊滅的な被害が発生し、地域の経済や国民への水産物の安定供給にも大きな影響を与えたところであるが、現在、ほぼ全ての漁港で陸揚げ機能が回復するなど、復旧はおおむね完了している。

また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの切迫する大規模な地震・津波や頻発化・激甚化する台風・低気圧災害などに備え、防災・減災、国土強靱化を図るため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る水産業として一体的に機能する漁業地域の安全・安心の確保と地域水産業の早期回復の両面からハード対策とソフト対策を組み合わせた対策を推進していく。

さらに、今後、多くの漁港施設及び漁場の施設（以下「漁港漁場施設」という。）の既存ストックが急速に老朽化することにより、その機能低下が懸念されることから、計画的な漁港漁場機能の維持・保全を推進する。

また、気候変動の影響による将来の外力の長期変化などを踏まえ、漁港施設に求められる性能を確保するため、利用に支障が生じないように配慮した対策を推進する。

(1) 東日本大震災からの着実な復興

東日本大震災の被災地における漁港施設の復旧はおおむね完了しており、 今後は漁港施設の老朽化対策、高度な衛生管理に対応した荷さばき所などの整備、地震・津波に対応した防波堤や岸壁の整備などにより、更なる流通機能・防災機能の高度化を推進する。

(2) 漁業地域の防災・減災対策の推進

地震・津波や台風・低気圧などの災害に対して脆弱性を有する漁業地域において、災害発生後の漁業の継続や早期回復を図るための外郭施設や係留施設の耐震・耐津波・耐浪化、災害時の救援活動や緊急物資輸送などの拠点となる漁港の機能強化、漁港・漁村の就労者や来訪者、地域住民の安全を確保するための避難路、避難施設などの整備、防波堤や海岸保全施設などによる津波からの多重防護、減災計画や避難計画の策定、地域間や官民間での防災協定の締結や継続的な避難訓練などの実施が一体となった防災・減災対策や事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備などしておく事前復興の取組を進めることで、地域の災害対応力の向上に努めていく。

また、災害発生後においても水産物流通機能が確保されるよう、漁港間での支援ネットワークの構築や市場関係者などと連携しつつ、緊急時における事業継続のための計画を策定するなど、災害に強い産地づくりを推進していく。

(3) 既存ストックの予防保全型の老朽化対策の推進

これまでに整備されてきた多くの漁港漁場施設が更新時期を迎え、今後、急速な老朽化の進行に伴い、その維持管理・更新に係る費用が増大していくことが懸念される。このため、長期的な視野に基づく予防保全的な考え方の下、漁港漁場施設の既存ストックの戦略的な維持管理・更新による予防保全型の老朽化対策、点検・施工・維持管理における新技術の導入・普及、

漁港施設などの管理を担う漁港漁場技術者の育成、日常点検の効率化のための地域住民や漁業者などとの連携・協働を推進することにより、利用者の安全、水産物の品質・衛生及び流通の確保に支障が生じないように、漁港漁場施設の機能保全を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減に努める。

(4) 漁港漁場整備長期計画

第2 実施の目標及び事業量

2 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

(1) 実施の目標

イ 災害リスクへの対応力強化

(目指す姿)

頻発化、激甚化する自然災害や切迫する大規模地震・津波に対して、しなやかで強い漁港・漁村の体制をつくる。効率的な施設の維持管理等を行い、将来にわたり漁港機能を持続的に発揮する。

(具体の施策)

(ア) 漁業地域の安全・安心の確保

発生が予測されている南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震・津波や気候変動等により頻発化、激甚化する台風・低気圧等に備え、想定される地震動や津波高、増大が懸念される沖波波高等の施設の設計条件の点検・見直しを行い、その結果を踏まえた漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化や浸水対策を加速する。漁業地域における大規模津波や高潮に対する浸水防護に当たっては、漁港施設及び海岸保全施設の連携による効果的な対策を推進する。

災害時の救援活動、緊急物資輸送等の拠点となる漁港や離島航路を有する漁港においては、被災時にあっても必要な機能が確保されるよう施設の機能強化を図り、地域の安全・安心を確保する。また、漁港における就労者や来訪者、漁村における地域住民等の安全確保のため、避難路、避難施設の整備や避難・安全情報伝達体制の構築等の避難対策を推進する。加えて、自然災害からの復旧・復興に当たっては、災害復旧事業等関連事業との連携を図り、漁業地域の将来を見据えた復旧・復興を推進する。

また、気候変動の影響により将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇等が懸念される中、自然災害への対応とともに港内静穏度の向上等の漁港施設に求められる性能を確保するための適切な設計手法等を導入する。

さらに、こうした自然災害への対応力強化を図るとともに、違法操業を取締り、漁業秩序及び安全な操業環境を維持するため、漁港において漁業取締船に必要な岸壁等の整備を推進する。

(イ) 災害発生後の地域水産業の早期回復を可能とする対応力の強化

被災時の地域水産業の早期回復を可能にするため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を一体的に捉えた事業継続計画（BCP）の策定と関係者による定期的な訓練の実施、産地市場等に必要な電力供給を可能とする自立式電源の確保、漁港や養殖場を含む漁場への土砂や流木の流入・堆積に速やかに対応できる体制の整備、水産業共同利用施設の強化を図っていく。あわせて、被災時の円滑な初動対応のため、行政と地域の守り手として重要な役割を果たしている漁港建設業や漁協等との間で継続的に協定の締結等の連携強化を進めるとともに、ICTを活用した被災・復旧状況の情報共有等を推進する。

(ウ) 持続可能なインフラ管理の推進

老朽化が進み、更新や維持管理費用の増大が懸念される漁港施設、漁業集落排水施設等について、機能保全計画に基づく予防保全型の老朽化対策への転換と新技術の活用等による施設点検や施工・維持管理の効率化・省力化等を進め、施設の長寿命化とライフサイクルコストの削減を図り、将来にわたり必要な施設機能の確保と持続可能な維持管理体制の構築を図る。

また、施設の利用状況に即した施設規模の適正化を推進するとともに、施設機能を見直し、最低限の補修や管理を行う等の合理的な管理手法を検討し、導入する。魚礁や増殖場等の漁場の施設については、埋没や破損等により低下した施設の機能回復による漁場再生を図っていく。

あわせて、施工・維持管理における新技術の導入・普及とともに、漁港 漁場施設に関する情報のデータベース化とその利活用の促進、漁港施設等の整備・管理を担う技術者の育成と技術者が不足する市町村への支援、日常点検の効率化のための地域住民、漁業者等との連携・協働の推進を図る。

(2) 目指す主な成果

ア 成果目標

(ウ) 水産物の流通拠点となる漁港において、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港 12 の割合を、27%（令和3年度）からおおむね 70%に向上させる。

(エ) 最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口 13 の割合を、70%（令和3年度）からおおむね 85%に向上させる。

(オ) 予防保全型の老朽化対策に転換し、機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合を、49%（令和3年度）からおおむね 70%に向上させる。

イ 整備目標

(イ) 水産物の流通拠点となる漁港や災害時に物資輸送等の拠点となる漁港等において、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合を、21%（令和3年度）からおおむね 60%に向上させる。

(ウ) 予防保全型の老朽化対策を早期に行う必要がある全ての漁港で対策工事に着手する。

(3) 事業量

海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保を図るため、次の事業を実施する。

エ おおむね 400 漁港で主要施設の耐震・耐津波化を図る。

オ おおむね 200 漁港で高潮・高波に対応した漁港施設の整備を実施する。

カ おおむね 200 地区で漁村の防災機能の強化を図る施設整備を実施する。

キ おおむね 800 漁港で予防保全型の老朽化対策を実施する。

ク おおむね 200 の漁港管理者において、新たに漁港施設の維持管理における新技術の活用を図る。

(5) 海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針

一 海岸の保全に関する基本的な指針

2 海岸の保全に関する基本的な事項

(1) 海岸の防護に関する基本的な事項

我が国は、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等の脅威にさらされており、海岸はこれらの災害から背後の人命や財産を防護する役割を担っている。このため、各々の海岸において、気象、海象、地形等の自然条件及び過去の災害発生の状況を分析するとともに、気候変動の影響による外力の長期変化量を適切に推算し、背後地の人口・資産の集積状況や土地利用の状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。

津波からの防護を対象とする海岸にあつては、過去に発生した浸水の記録等に基づいて、数十年から百数十年に一度程度発生する比較的発生頻度の高い津波に対して防護することを目標とする。

高潮からの防護を対象とする海岸にあつては、過去の台風等により発生した高潮の記録に基づく既往の最高潮位又は記録や将来予測に基づき適切に推算した潮位に、記録や将来予測に基づき適切に推算した波浪の影響を加え、これらに対して防護することを目標とする。

潮位に比して背後地の地盤高が低いゼロメートル地帯等の地域や三大湾を始めとする背後に人口・資産が特に集積した地域にあつては、過去の津波、高潮等による災害や気候変動の影響による外力の長期変化を十分勘案し、必要に応じ、より高い安全を確保することを目標とする。

海岸保全施設の整備に当たっては、背後地の状況を考慮しつつ、津波、高潮等から海水の侵入又は海水による侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害が軽減されるものとする。

津波、高潮対策については、施設の整備だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達、地域と協力した防災体制の整備や避難地の確保、土地利用の調整、都市計画等のまちづくりと連携を行うなど、ハード面の対策とソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策を行うよう努

める。

水門・陸閘等については、現場操作員の安全を確保したうえで、閉鎖の確実性を向上させるため、操作規則等に基づく平常時の訓練等を実施し、効果的な管理運用体制の構築を図る。

侵食対策については、将来的な気候変動や人為的改変による影響等も考慮し、継続的なモニタリングにより流砂系全体や地先の砂浜の変動傾向を把握し、侵食メカニズムを設定し、将来変化の予測に基づき対策を実施する。さらに、その効果をモニタリングで確認し、次の対策を検討する「予測を重視した順応的砂浜管理」を行う。既に侵食が進行している海岸にあっては、現状の汀線を保全することを基本的な目標とし、必要な場合には、さらに汀線の回復を図ることを目標とする。加えて、沿岸漂砂の連続性を勘案し、侵食が進んでいる地域だけでなく、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。また、領土・領海の保全の観点から重要な岬や離島における侵食対策を推進する。

3 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

① 安全な海岸の整備

現在、防護が必要な海岸のうち、所要の機能を確保した海岸保全施設の整備は未だ十分でなく、高潮、波浪等による被害は依然として多い。また、大規模地震の発生に伴う津波による災害への懸念も大きい。さらに、今後は、気候変動の影響による平均海面水位の上昇などの外力の長期変化にも対応していく必要がある。

このため、今後とも防護に必要な海岸において施設の計画的な整備を進める。整備に当たっては、堤防や消波工に沖合施設や砂浜等も組み合わせることにより、防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式による整備を推進する。また、背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。その際、粘り強い構造の堤防等について、樹林と盛土が一体となって堤防の洗掘や被覆工の流出を抑制する「緑の防潮堤」など多様な構造を含めて検討する。水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保するため必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。津波、高潮等による甚大かつ広域的な被害を防ぐため、堤防、護岸、高潮・津波防波堤等の整備を進めるとともに、必要に応じ、それらの施設を複合的かつ効果的に組み合わせた対策を推進する。

侵食対策としては、施設の整備と併せ、広域的な漂砂の動きを考慮して、一連の海岸において堆積箇所から侵食箇所へ砂を補給する等構造物によらない対策も含めて土砂の適切な管理を推進する。

さらに、海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

既存の海岸保全施設の老朽化が進行する中、費用の軽減や平準化を図りつつ、所要の機能を確保する必要がある。

このため、海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視又は点検を実施し、長寿命化計画を作成するなど予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進する。また、海岸保全施設の新設又は改良に関する記録だけでなく、点検又は修繕に関する記録の作成及び保存を適切に行う。

4 海岸の保全に関するその他の重要事項

(1) 広域的・総合的な視点からの取組の推進

一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘案し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進する。

特に、気候変動の影響による平均海面水位の上昇については、長期的視点からこうした取組を進めるうえで目安となる平均海面水位を社会全体で共有するよう努める。

災害に対する安全の確保については、連たんする背後地を一体的に防護する必要がある。このため、海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進する。その際、必要に応じて協議会を設置し、防災・減災対策に係る事業間調整等について協議を行うものとする。

海岸侵食は、土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって発生する。この問題に抜本的に対応していくため、海岸地形のモニタリングの充実や沿岸漂砂による長期的な地形変化に対する全国的な気候変動の影響予測を行いつつ、海岸部において、沿岸漂砂による土砂の収支が適切となるよう構造物の工夫等を含む取組を進めるとともに、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理対策とも連携する等、多様な関係機関との連携の下に広域的・総合的な対策を推進する。

また、海岸は、海と陸が接する独特な空間であることから、様々な利用の可能性を秘めている。海岸の有する特性を更に広く適切に活用していくため、広域的な利用の観点も念頭に置きつつ、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。

さらに、近年、洪水や高潮等により広範囲に大規模な流木等が海岸に漂着し、海岸の保全に支障が生じていることから、こうした問題に対しても適切に対応する。

(6) 社会資本整備重点計画

第3章 計画期間における重点目標、事業の概要

第2節 個別の重点目標及び事業の概要について

1. 重点目標1：防災・減災が主流となる社会の実現

<目指すべき姿>

激甚化・頻発化する、または切迫する風水害・土砂災害・地震・津波・噴火・豪雪等の自然災害に対し、強くしてしなやかになるようにする対策がなされ、国民が安心して生活を送ることができる社会をつくる。

<政策パッケージ>

【1-1：気候変動の影響等を踏まえた流域治水等の推進】

国民の安全・安心を確保するため、関連法制等に基づき、国、都道府県、市町村、地域の企業、住民など、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し、気候変動等による将来の自然災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を進める。

河川管理者や下水道管理者等が主体となって行う治水対策を加速することに加え、関係省庁・官民が連携して、利水ダムを含む既存ダムやため池の洪水調節機能の強化、水田等による雨水貯留浸透機能の活用、森林整備・治山対策等を進める。

災害ハザードエリアにおける開発抑制、同エリアからの移転促進、まちなかの防災対策・安全確保策の強化などにより、防災・減災のための住まい方や土地利用を進めるとともに、将来の土地利用の変化を見据えながら、より効果的なハード整備を図る。特に、東京湾をはじめ、背後に人口・資産が集中する重要な沿岸等においては、気候変動の影響を考慮した新たな計画に基づいた気候変動適応策を推進する。

災害時における救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、道路構造物の流失防止対策を進める。

重点施策	指標
(高潮対策)	
・海面上昇等の気候変動影響に適応した海岸保全の推進	・気候変動影響を防護目標に取り込んだ海岸の数 R 元年度 0 → R7 年度 39
・ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策	・海岸堤防等の整備率 R 元年度 53% → R7 年度 64%
・海岸侵食の防止・砂浜の保全	・海面上昇等の影響にも適応可能となる順応的な砂浜の管理が実施されている海岸の数 R2 年度 1 → R7 年度 20

【1-2：切迫する地震・津波等の災害に対するリスクの低減】

切迫する地震・津波等による被害の軽減を図るため、引き続き住宅、建築物、公共土木施設等の耐震化を進めるとともに、高台まちづくりの推進、都市公園等の整備、港湾の強靱化を進める。

重点施策	指標
(耐震化等の地震対策)	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震が想定される地域等における海岸堤防等の耐震対策 	[KPI-6] <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率 R 元年度 56% → R7 年度 59%
	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率 R 元年度 77% → R7 年度 85%

2. 重点目標2：持続可能なインフラメンテナンス

<目指すべき姿>

予防保全に基づくインフラメンテナンスへの本格転換による維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や、新技術等の導入促進によるインフラメンテナンスの高度化・効率化等を進め、インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できる、持続可能なインフラメンテナンスを実現する。

重点施策	指標
(予防保全の考え方に基づくインフラメンテナンスへの転換)	
<ul style="list-style-type: none"> 予防保全の管理水準を下回る状態のインフラに対して、計画的・集中的な修繕等を実施する インフラの機能を回復させ、「事後保全」から「予防保全」の考え方に基づくインフラメンテナンスへ転換し、中長期的な維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減を図る 	[KPI-13] 予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率 <ul style="list-style-type: none"> 海岸：予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率 R 元年度 84% → R7 年度 87%

【2-3：集約・再編等によるインフラストックの適正化】

持続可能なインフラメンテナンスを構築するため、維持管理・更新の計画的な実施に加え、人口減少等による地域社会の変化や将来のまちづくり計画等を踏まえ、必要性の減少や地域のニーズ等に応じたインフラの廃止・除却や機能転換等を行う「集約・再編」の取組を推進する。

重点施策	指標
(集約・再編等の取組推進)	
・社会情勢や地域構造の変化や将来のまちづくり計画を踏まえ、既存インフラの廃止・除却・集約化や、利用者ニーズに沿ったインフラ再編等の取組の推進により、持続可能な都市・地域の形成、ストック効果の更なる向上を図る	[KPI-16] 施設の集約・再編等に向けた取組数 ・海岸：南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率 R 元年度 77% → R7 年度 85%

5. 重点目標5：インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション (DX)

<目指すべき姿>

「新たな日常」の実現も見据え、情報技術の利活用、新技術の社会実装を通じた社会資本整備分野のデジタル化・スマート化により、インフラや公共サービスを変革し、働き方改革・生産性向上を進めるとともに、インフラへの国民理解の促進や、安全・安心で豊かな生活の実現を図る。

<政策パッケージ>

【5-1：社会資本整備のデジタル化・スマート化による働き方改革・生産性向上】

社会資本整備のデジタル化・スマート化を進めることにより、働き方改革や抜本的な生産性向上を図る。具体的には、ICT 施工や建設生産プロセス全体での3次元データの活用などのi-Constructionを推進するとともに、得られたデータを含め、施設・地盤等の国土に関するデータ、人流等の経済活動に関するデータ、気象等の自然現象に関する様々なデータとの連携を進める「国土交通データプラットフォーム」の構築を進める。また、セキュリティの実装も政府全体の方針等を踏まえ取り組む。このほか、データの位置情報を確実に整合させるための共通ルール（国家座標）を併せて推進する。

重点施策	指標
(データプラットフォームの構築)	
・水門・排水機場の遠隔操作化・自動化等（海岸）	[KPI-16]【再掲】 ・海岸：南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率 R 元年度 77% → R7 年度 85%

2. 災害対策関連法令

(1) 我が国の地震防災に関する法律体系

我が国の防災行政における法体系は、図-1.1 に示す通りである。災害対策基本法は、昭和 34 年の伊勢湾台風を契機として昭和 36 年に制定された我が国の災害対策の一般法である。本法は、災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備・推進を図ることを目的としており、「防災に関する責務や組織」「防災計画」「災害予防、応急対策、復旧復興対策の各段階における各種対策の役割や権限」「財政金融措置」などの災害対策の基本となる事項を定めている。

また、同基本法の他に、大規模な地震の予知情報が出され、内閣総理大臣が警戒宣言を発した場合の防災体制の整備強化を主な内容とする「大規模地震対策特別措置法」等の法律が制定されている。

さらに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階における対応や、自衛隊の災害派遣を定める自衛隊法、消防組織法、海上保安法など組織関係の法律に災害対策が盛り込まれているものもある。

平成 16 年 12 月、沿岸諸国に未曾有の大被害をもたらしたスマトラ沖地震・津波をはじめ、国内で発生した新潟県中越地震、福岡県西方沖地震等、度重なる地震・津波災害、さらには南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の切迫等、昨今の地震・津波防災対策への切迫性を受け、災害対策における各種法体系が整備されている。

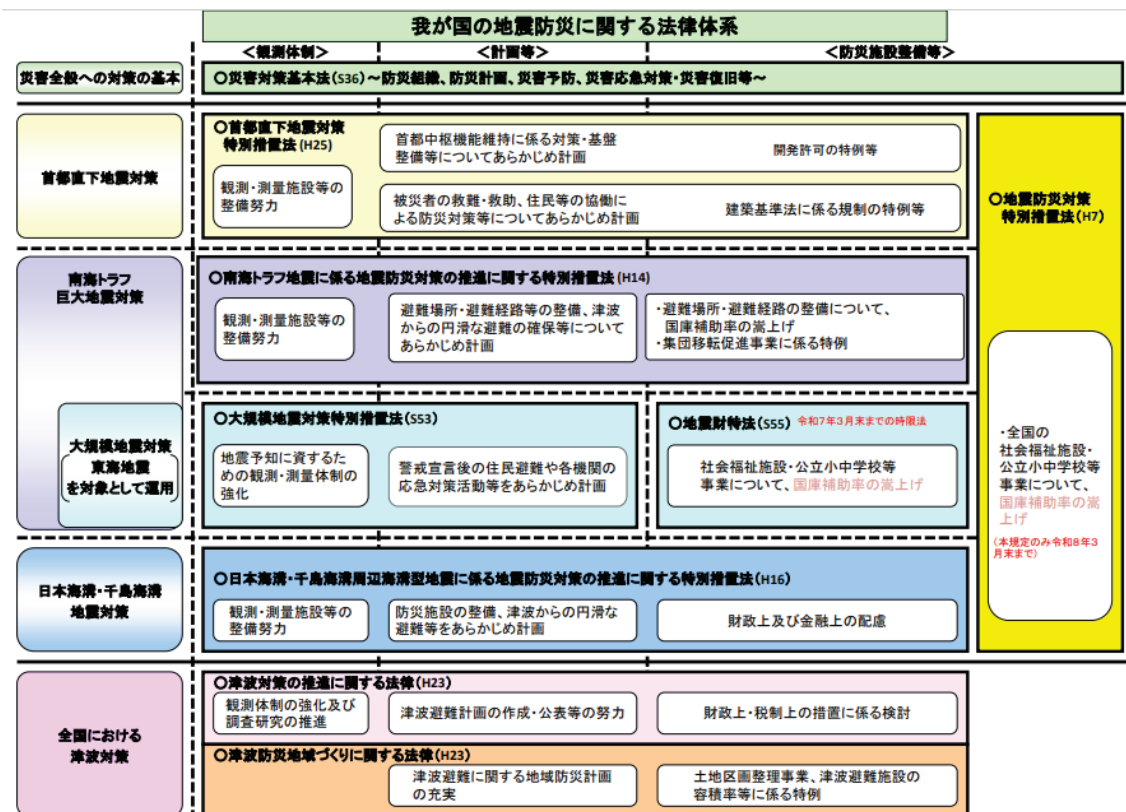


図-1.1 我が国の地震防災に関する法律体系
 (出典：地震防災に関する法律の体系図(内閣府))

① 災害対策基本法の概要

表-1.2 災害対策基本法における各主体の責務

国の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○国土、国民の生命・身体・財産を災害から保護 ○組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる ☆特定災害の場合は、政府は特定災害対策本部を設置 ☆非常災害の場合は、政府は緊急災害対策本部または非常災害対策本部を設置
都道府県の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○当該都道府県の地域、住民の生命・身体・財産を災害から保護 ○防災計画の作成及び実施 ○区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務・事業の実施を助け、総合調整を行う
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○当該市町村の地域、住民の生命・身体・財産を災害から保護 ○防災計画の作成及び実施
指定公共機関 地方指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ○業務に係る防災計画を作成・実施 ○都道府県・市町村への協力 ○業務を通じて防災に寄与
住民等	<ul style="list-style-type: none"> ○防災に関する責務を有するものは法令又は地域防災計画の定めるところにより誠実にその責務を果たす ○物資、資材、役務の供給・提供を業とする者は、事業活動を継続し、防災に関する施策に協力する ○自ら災害に備えるための手段を講ずる ○自発的な防災活動に参加する等防災に寄与

表-1.3 防災に関する組織

	平常時	災害時
国	中央防災会議	特定災害対策本部（本部長：防災担当大臣、その他の国務大臣） 非常災害対策本部（本部長：内閣総理大臣） 緊急災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）
地方	都道府県防災会議 市町村防災会議	都道府県災害対策本部（本部長：都道府県知事） 市町村災害対策本部（本部長：市町村長）

② 地震防災対策特別措置法

地震防災対策特別措置法は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策の実施に関する目標の設定並びに、地震防災緊急事業5箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるものである。

地震防災緊急事業5箇年計画は、都道府県知事が、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件を総合的に勘案して、著しい地震災害が生ずる恐れがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度以降の年度を初年度とする5箇年計画を作成することができることとなっている。

地震防災対策特別措置法の中において、漁港施設は、緊急輸送を確保するために必要な施設として、外郭施設、係留施設、輸送施設が位置付けられているほか、漁港背後集落の施設に関しては、避難地、避難路等が掲げられている。

③ 大規模地震対策特別措置法

この法律は、大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定めることにより、地震防災対策の強化を図り、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としている。

事前の措置として地震防災対策強化地域の指定と同地域に係る地震観測体制の整備、その他地震防災体制の整備や、地震予知がなされた場合に混乱なく迅速に避難・警戒体制の構築を行い、地震防災応急対策を実施することとされている。

(2) 防災計画

防災基本計画は、我が国の災害対策の根幹をなすものであり、災害対策基本法第34条に基づき中央防災会議が作成する防災分野の最上位計画として、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の迅速適切化、防災に関する科学技術及び研究の振興、防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項について基本的な方針を示している。この計画に基づき、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成している。また、地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

図-1.2 に防災計画の種類と策定・実施機関を示す。

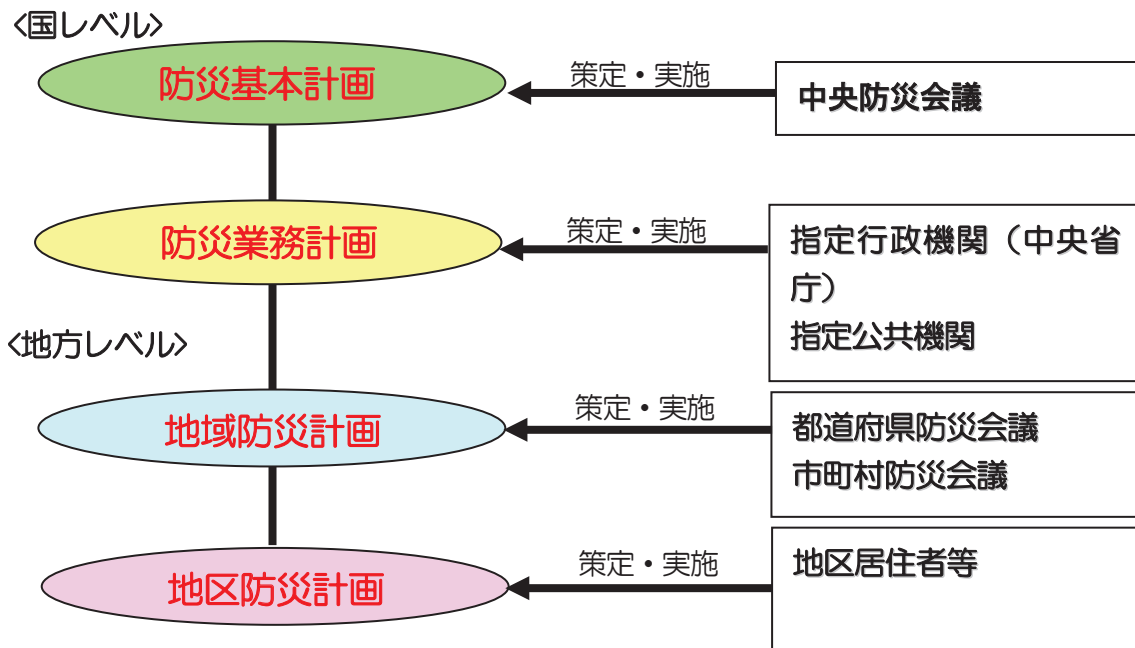


図-1.2 防災計画の種類と策定・実施機関

① 防災基本計画

防災基本計画は災害対策基本法に基づき中央防災会議が作成する防災分野の最上位計画であり、主な特徴は以下のとおりである。

①災害の種類別に体系的に構成

自然災害：地震災害対策、津波災害対策、風水害対策、火山災害対策、雪害対策

事故災害：海上災害対策、航空災害対策、鉄道災害対策、道路災害対策、原子力災害対策、危険物等災害対策、大規模火事災害対策、林野火災対策

②対応の時間的順序を考慮して各編を編成

各編は、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」という順序で構成され、それらの内容も含め、原則として時間的な順序に沿って記述している。

③対策を実施する主体を明確化

「誰が」、「何を」すべきかを具体的に記述し、各機関の責務を明確に示している。

④国、地方公共団体のみならず住民、企業の防災活動も明示

「自らの身の安全は自らが守る」を防災の基本として家庭での水・食料の備蓄など予防・安全対策や自主防災・ボランティア等の促進について定めている。

⑤防災をめぐる社会構造の変化を踏まえた対応

人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつあり、この変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分に配慮して

防災対策を推進することとしている。

⑥漁港に関する記述

漁港は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ確保すべき輸送施設として位置づけられており、緊急輸送ネットワークとして指定された場合には、国は特に災害に対する安全性の確保に配慮することとしている。

阪神・淡路大震災において、漁港の施設が被災しているにもかかわらず、漁港を使って多くの緊急物資の搬出入当の救援活動が行われたことから、防災基本計画には、漁港が緊急輸送活動のための輸送施設として位置付けられている。

・地方公共団体は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、都道府県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関・その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

また、平成 23 年 12 月、防災基本計画は東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化、最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映等の修正が行われた。特に、同震災で甚大な被害をもたらした津波の影響を考慮して、津波災害対策編が新たに追加された。

令和 3 年 5 月には、災害対策基本法の改正（災害対策本部の見直し、避難勧告・避難指示の一本化等）を踏まえた修正に加え、新型コロナウイルス感染症対策、災害対応業務のデジタル化、流域治水、事前防災の取組・複合災害への対応、女性の視点を踏まえた防災対策等について反映された。また、令和 4 年 6 月には令和 3 年度に発生した大雨や噴火に伴う軽石被害や潮位変化、最近の施策を踏まえた修正等が実施された。

各編第 1 章災害予防のうち、各災害に強い国づくり、まちづくりの部分から抜粋した。抜粋した箇所以外は、防災基本計画本文をご参照いただきたい。

第 4 編 津波災害対策編

第 1 章 災害予防

第 1 節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

○国〔内閣府、文部科学省等〕及び地方公共団体は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

第 2 節 津波に強い国づくり、まちづくり

1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

○津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

○最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

○比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

2 津波に強い国づくり

(2) 海岸保全施設等の整備の基本的考え方

○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等の海岸保全施設、防波堤等の港湾施設及び漁港施設、河川堤防等の河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

○国〔農林水産省、国土交通省〕は、各施設について、設計対象の津波高を超えた場合でもその効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、その整備を推進するものとする。また、国〔農林水産省、国土交通省〕、地方公共団体及び施設管理者は、内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用するものとする。

○国〔農林水産省、国土交通省〕は、津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を安全かつ迅速・確実に行うため、現場操作員の安全確保に配慮した操作規則等に基づく操作等の徹底、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに、陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう、緊急避難用スロープの設置等、構造上の工夫に努めるものとする。

○国〔農林水産省、国土交通省〕、地方公共団体及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理するものとする。

第5編 風水害対策編

第1章 災害予防

第1節 風水害に強い国づくり、まちづくり

○国及び地方公共団体は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い国づくり、まちづくりを行うものとする。

○国及び地方公共団体は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

○洪水氾濫や高潮浸水による大規模水害は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため、特定の大規模水害について、国〔内閣府〕は、予防対策から災害時の応急対策、復旧・復興対策までを視野に入れた大規模水害対策のマスタープランである大規模水害対策大綱を策定し、対策を推進するものとする。

【参考情報】

●防災基本計画における施設の耐震性確保の基本的考え方（抜粋）

第3編 地震災害対策編

第1章 災害予防

第2節 地震に強い国づくり，まちづくり

1 構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方

○地震に強い国づくり，まちづくりを行うに当たっては、建築物，土木構造物，通信施設，ライフライン施設，防災関連施設等の構造物・施設等について、耐震性を確保する必要がある。その場合の耐震設計の方法は、それらの種類，目的等により異なるが、基本的な考え方は以下によるものとする。

・ 構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動をともに考慮の対象とするものとする。

・ この場合、構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計するものとする。

・ さらに、構造物・施設等のうち、いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの、地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、多数の人々を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。

○ なお、耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれるものとする。

防災基本計画修正（令和4年6月）の概要

■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

令和3年度に発生した災害を踏まえた修正

<令和3年7月1日からの大雨>

- **盛土による災害の防止に向けた対応**
 - ・ 都道府県等が行う危険箇所対策への国による支援
 - ・ 危険が確認された盛土に対する自治体による速やかな是正指導
- **安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化**
 - ・ 平時からの安否不明者の氏名等公表に係る手続等の整理
 - ・ 災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込み
- **適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令**
 - ・ 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進
 - ・ 避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言

<海底火山「福徳岡ノ場」の噴火に伴う軽石被害>

- **航路等に漂流する軽石の除去**
 - ・ 国、港湾管理者、漁港管理者による航路啓開等のための軽石の除去

<トンガ諸島の火山噴火による潮位変化>

- **海外で大規模噴火が発生した場合等の情報の周知や津波における避難指示の適切な発令**
 - ・ 海外で大規模噴火が発生した場合等の潮位変化に関する情報の周知
 - ・ 市町村における津波高に応じた避難指示の発令対象区域の設定

関連する法令の改正を踏まえた修正

<津波対策の推進に関する法律の改正>

- **津波対策の推進**
 - ・ 津波対策におけるデジタル技術の活用
 - ・ 地域の特性に応じた避難施設等の整備の推進

<豪雪地帯対策特別措置法の改正>

- **豪雪地帯における雪害対策の推進**
 - ・ 命綱固定アンカーの設置の促進等
 - ・ 克雪に係る技術の開発・普及の促進

<海上交通安全法等の改正>

- **船舶交通の安全確保**
 - ・ 異常気象等による船舶交通の危険防止のための三大湾等における船舶に対する湾外等への避難勧告等

<航空法施行規則の改正>

- **災害応急対策に従事する航空機の安全確保**
 - ・ 都道府県による緊急用務空域の指定の依頼や同空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調整

その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 防災情報のデータ連携のための環境整備
- 自治体等の災害対応における先進技術の導入の促進
- 線状降水帯に関する情報発信及び観測体制の強化等
- 避難所における食物アレルギーへの配慮
- 避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備
- 一般送配電事業者等における無電柱化の促進

図-1.3 防災基本計画修正（令和4年6月）の概要
（出典：内閣府 HP）

② 地域防災計画（都道府県、市町村）

地域における防災の総合的な計画である地域防災計画の策定については、特定の災害ごとに作成している団体もあり、令和3年4月1日現在の都道府県の状況は表-1.4のとおりである。

表-1.4 都道府県地域防災計画において特定災害対策計画を策定している都道府県数(令和3年4月現在)

	震災対策	津波対策	風水害対策	火山災害対策	雪害対策	林野火災対策	原子力災害対策	その他
策定都道府県数	47	31	34	19	14	20	38	22

地域防災計画については、災害対策基本法において、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。消防庁では、災害対策基本法の改正、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ修正した防災基本計画の内容に基づき、地域防災計画について必要な見直しを行うよう令和3年5月に地方公共団体へ要請した。

また、令和3年11月、防災基本計画の修正等を踏まえ、地方公共団体における地域防災計画の作成の基準等を定めた消防庁防災業務計画の修正を行った。

出典：令和3年度版 消防白書（消防庁）

【参考情報】

■建築基準法による耐震設計法

旧耐震設計法（着工が昭和56年〔1981〕5月以前の建物が対象）では、設計用地震力に建築重量の20%の水平力を採用しており、建物全体の耐震強度は震度5弱程度までは「骨組み」は無被害という内容で設計されていた。しかし、実際に地震力はもっと大きいことがわかり、大地震には耐震性が確保できていなかった。そこで新耐震設計法（昭和56年〔1981〕6月以後着工の建物が対象）では、従来地震力は建築物の振動性状にかかわらず一律20%とされていたものが、地震力は地盤種別と固有周期によって定められたほか、建物の上階部分での地震力を大きくする等の動的配慮が加えられた。さらに旧耐震設計法の中地震（震度5弱程度）を対象にしていた設計から、新耐震設計法では、一次設計、二次設計の二段階設計が導入され、それぞれをクリアしなければならない耐震基準の数値がある。すなわち、一次設計は比較的頻度の高い（50年に1度程度ともいわれる）中地震（震度5弱程度）までは「骨組み」は無被害、二次設計はきわめてまれ（100年に1度の頻度ともいわれる）に起こる大地震（震度6弱～6強）では部分的なひび割れなどが生じても、「骨組み」そのものの崩壊を防ぎ人命を守る考え方がベースとなっている。

③ 地区防災計画（地区住居者等）

従来、防災計画としては国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきた。しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識された。

その教訓を踏まえて、平成 25 年の災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定がいくつか追加された。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の住居者及び事業者（地区住居者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設された（平成 26 年 4 月 1 日施行）。

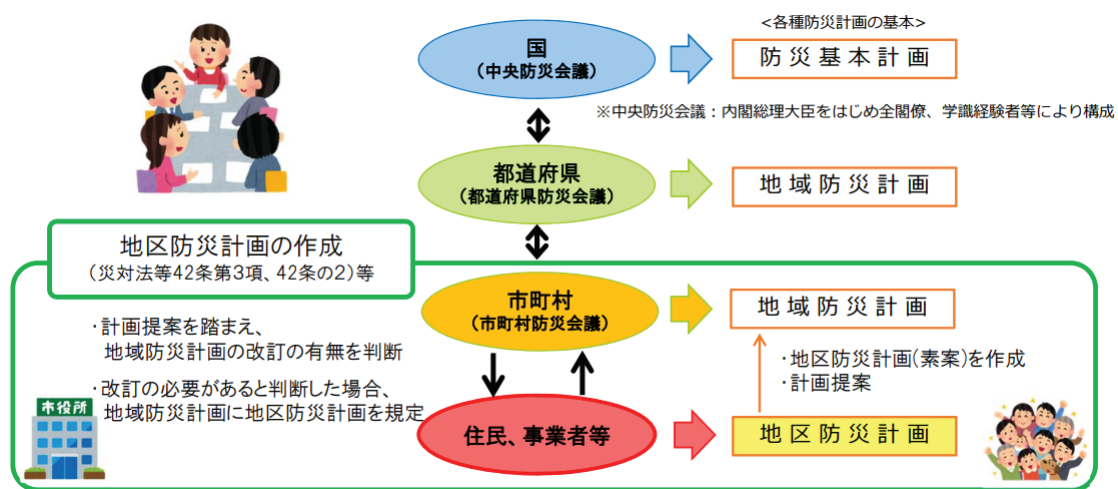


図-1.4 地区防災計画の位置づけ

(出典：啓発用パンフレット

「みんなで作る地区防災計画～「自助」「共助」による地域の防災～」(内閣府))